

特集「法と開発」研究—途上国問題への新たな学問的貢献

特集にあたって—なぜ今日「法と開発」研究なのか

山田美和・佐藤創

「法と開発」という言葉を読者諸氏はどのように理解されるであろうか。そもそも「法と開発」とはどのような問いをたて、何を目指す研究領域なのか。本特集は、一九九〇年代以降活発化する法律制度改革支援を背景に再興している「法と開発」研究を考察する。

「法と開発」研究の出発点は、一九六〇年代から七〇年代前半に展開されたアメリカの法学者による「法と開発運動」(Law and Development Movements)にある。共産主義に対抗する理論的支柱であった近代化理論にもとづき、市場経済と民主主義に基づく社会発展のために法が重要であると謳い、第三世界に西欧近代型の法律制度を構築することを支援した。この運動は、アメリカ政府機関の資金で賄われ、開発途上国へアメリカの法律制度をそのまま移植することを目的としていた。そこでは、支援対象国に関する研究や法律制度改革支援をどうしたら効果的に行えるのかといった研究は存在しなかった。まもなくこの運動は、アメリカ国内の公民権運動やベトナム戦争の泥沼化を機に批判に晒され消滅した。

その後、一九八〇年代におけるIMF・世銀主導の構造調整改革や、旧共産圏諸国の民主化・市場経済化の推進の過程で、開発援助機関による途上国への法律制度改革支援が開始され、ガバナンスや制度の観点から、開発における法の役割があらためて注目されるに至る。重要なことは、九〇年代以降の「法と開発」研究は、途上国の社会や法律制度を研究対象に含めている点で、また単線型近代化理論を必ずしも前提としていない点で、かつての法と開発運動とは異なっている点と認識されていることである。

「法と開発」と称される研究は多様で、比較法学的アプローチによる途上国の法律制度研究、経済学の視点からみた法律制度研究、特定の法分野における法政策研究など多岐にわたる。つまり、「法と開発」研究を定義し、その領域を確定することは難しく、換言すれば、それは無限の可能性を有していると考えられる。少なくとも、現在の「法と開発」研究に通底する問題意識は、法が開発においてどのような役割をはたすか、そしてそれを研究対象とする者に何ができるか、である。

日本による法整備支援は、一九九六年のベトナムに始まり、ラオス、カンボジア、モンゴルを対象を拡げ、支援活動に関わる法律専門家も増加している。二〇〇一年の司法制度改革審議会意見書では法整備支援において日本の法曹が活躍すべきとされ、法務省には国際協力部が設置され、日本のODAによる法整備支援は拡大の一端をたどっており、その方法論や実証研究が必要とされている。日本の大学機関においても「法と開発」、「開発法学」というタイトルを冠したプログラムが設置されるようになり、その多くはアジア法や法整備支援の講座と混在している。それゆえ、日本では、アジア法研究、法整備支援、「法と開発」研究ないし「開発法学」が同時に語られ始め、それらの区別が曖昧であるという現象がある。まずはそれぞれを明確にしよう。

アジア法研究は、昨今の法整備支援の興隆によって、支援対象国の法律制度研究と考えられがちであるが、むしろ外国法研究の一分野と考えるべきである。日本で外国法・比較法の研究対象といえは、日本の近代化の過程で手本とされたフランス法、ドイツ

ソ法、イギリス法、戦後においてはアメリカ法といういわゆる西欧近代法であり、アジアについては中国法が主たる対象であった。現在アジア法と総称される東南アジアおよび南アジアの法制度を対象とする研究は、アジア経済研究所で蓄積された他は、さほど多くはなかった。当研究所における研究は外国法としての途上国法研究であり、現地の法制度を社会的・経済的・文化的文脈から把握しようとする地域研究の側面を強く持つものであった。対象国は、あくまで研究の対象であり、日本への参考とする視点が希薄なこととはもちろん、日本による法整備支援の対象国という見方はまったくなかった。

他方で、途上国に対して、具体的な法制度改革支援を行う活動が法整備支援であり、その内容は、法律の起草や裁判官に対する研修などである。日本の法整備支援では、法分野別に専門化されている法学界を反映して支援対象国については必ずしも専門性を持たない、例えば、日本国民法の研究者なり民事訴訟法の研究者が、対象国であるアジア諸国の民法や民事訴訟法の起草支援に従事している。そこで、対象国の法制度のみならず政治経済および社会に関する知識が必要とされ、地域研究の側面を持つアジア法研究との交錯が生まれる。日本政府による法整備支援の対象国がODA政策上の重点地域であるアジアに集中しているため、アジア法研究と法整備支援は従事する

者が重なるゆえに同時に語られることが多いものの、両者はまったく次元を異にする。

そして、「法と開発」研究ないし開発法学は、途上国の発展・開発において法がどのような役割を有するのかを探究する。欧米の「法と開発」研究を意識して安田信之によって日本で造語された開発法学は、開発途上国の法制度を政治・経済・社会発展のなかで分析し、そこで得られた知見を動員して政策提言とその批判的検討を行うという、理論研究と政策研究の二つの側面を持つている。この「開発法学」の根本的なスタンスは、「法と開発」研究と同じである。

「法と開発」研究において法制度改革支援をどう位置づけるかは様々である。大別すると、法制度改革支援という現象自体をその研究対象とするものと、法制度改革支援をその研究目的とするものがある。前者は、法制度改革支援による法改革自体がどのような動機と影響を持つかを研究し、後者は、法制度改革支援による改革が当該社会に発展をもたらす指針となるような研究が目指される。注意すべきことは、開発・発展の内容や方向性に合意はないこと、また、それゆえ、ある特定の法制度改革支援を正当化するためにこうした研究が乱発され、あるいは濫用される可能性もあること、さらにそのような研究こそ「法と開発」研究という名前が冠されるおそれもありうることである。

法を途上国の経済発展や社会変化のなか

でとらえる「法と開発」研究は、法解釈論が中心を占める法学界においてはマージナルな分野であろう。しかし、その学問的精緻度を高めることができれば、基礎法学として位置づけられうるのではないだろうか。対象領域は、途上国にとどまらず、途上国以外の地域も含まれる可能性も有している。そのとき、「法と開発」研究はその独自性を失うのか。「法と開発」研究にとって途上国に対する法制度改革支援は必須要素なのか。開発ないし発展という動態としての社会において法制度を解明しようという「法と開発」研究は、法社会学とどう異なるのか。つまり、開発ないし発展をどう考えるのかという問題に、「法と開発」研究者は直面せざるをえないのである。

本特集では、可能性を秘めた「法と開発」研究の理論や実証研究を紹介する。市場経済化のために経済法制改革を行った国で実際どのような現象が起こっているのか。法制度改革によって社会変化をもたらすという根拠はどこに求められるのか。開発の概念が変容する中で開発における法の役割はどうあるべきなのか。本特集では、途上国の法制度研究と途上国に対する法制度改革支援という実務のニーズの双方に目を配り、「法と開発」研究に新たな視点を提供しよう試みたい。

(やまだ みわ、さとう はじめ／アジア経済研究所開発研究センター)